

資格塾に対して申入れを行い、協議を行っています。

消費生活ネットワーク新潟は、令和3年3月26日、資格塾（以下、「事業者」と言います）に対して、要旨以下のとおり、契約条項の是正を求めました。

- ① 受講生による受講契約の中途解約を一定の事由がある場合に限り認める旨の条項の修正
- ② 解約手数料の算定方法を定める条項の修正

現在、消費生活ネットワーク新潟は、事業者との間で、上記規約の是正について、協議をおこなっています。